

東京農工大学学則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第2章 通則</p> <p>第8節 授業料、入学料及び検定料</p> <p>(授業料の分納、授業料及び入学料の免除及び徴収の猶予)</p> <p>第39条 経済的な理由によって授業料及び入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又はその他やむを得ない事情があると認められる者等の授業料及び入学料については、選考の上、その授業料を分納し、又は授業料及び入学料の全部若しくは一部を免除し、又は猶予することができる。</p> <p>2 前項の規定による授業料の分納、授業料及び入学料の免除及び徴収猶予については、別に定める。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、別に定める本学外国人留学生特待生制度による特待生の授業料及び入学料については、その全部又は一部を免除することができる。</p> <p>第39条の2 (略)</p> <p>第39条の3 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>本則</p> <p>第2章 通則</p> <p>第8節 授業料、入学料及び検定料</p> <p>(授業料の分納、授業料及び入学料の免除及び徴収の猶予)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第39条の2 (略)</p> <p>第39条の3 (略)</p> <p>(ダブルディグリー協定に基づく取扱い)</p> <p><u>第39条の4 本学と海外の大学とのダブルディグリー協定に基づき、受入れる学生又は派遣する学生の授業料、入学料及び検定料については、別に定める。</u></p>	

附 則(平成28年11月21日教規則第8号)  
この規程は、平成28年11月21日から施行する。